

平成22年8月11日

株式会社伊予銀行

平成22年3月末までの実施状況について

当行は、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「法」)に基づき、平成22年5月14日に公表いたしました平成22年3月末までの実施状況につきまして、件数と金額に一部誤りがございましたので下記の通り修正いたします。

関係各位にご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

平成22年3月31日現在

1. 法第4条に基づく措置の実施状況

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

	平成22年3月末		
	修正前	修正後	差異
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	70,875	70,951	76
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	63,849	63,925	76
うち、実行に係る貸付債権の額	54,691	54,691	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	320	320	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	7,491	7,567	76
うち、取下げに係る貸付債権の額	1,346	1,346	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	7,025	7,025	0
うち、実行に係る貸付債権の額	4,288	4,288	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	255	255	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	45	45	0
うち、審査中の貸付債権の額	2,094	2,094	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	387	387	0

(3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：百万円)

	平成 22 年 3 月末		
	修正前	修正後	差異
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	26,283	26,260	23
うち、実行に係る貸付債権の額	20,776	20,776	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	244	244	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	29	29	0
うち、審査中の貸付債権の額	4,738	4,715	23
うち、取下げに係る貸付債権の額	524	524	0

(4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：件)

	平成 22 年 3 月末		
	修正前	修正後	差異
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	799	798	1
うち、実行に係る貸付債権の数	549	549	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	27	27	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	1	1	0
うち、審査中の貸付債権の数	195	194	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	28	28	0